**自主防災組織と「地域コミュニティ計画」について**

岐阜市における自主防災組織は、竹刀の自治会連合会単位で組織された災害対策基本法に規定される、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織です。岐阜市では昭和34年の伊勢湾台風の被害を受けて、昭和35年に長良西地区で設立されたのを皮切りに、昭和51年9･12豪雨被害を経て昭和51年以降に各地域に設立され、現在は全50地区に設立されています。

自主防災組織設立時には、組織ごとに「地域防災計画」が策定され、平成18年度に各自治会組織で、それぞれの特色を生かした「地域防災コミュニティ計画」へ更新されました。

　当地域の「地域防災コミュニティ計画」は平成19年4月に制定されましたが、岐阜市の平成26年度からは災害対策基本法第42条3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ計画となるよう強化していくことが望ましいとの考えを基に改正を行うものであります。

※隣保協同の精神とは

　隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力と心を合わせて助け合う事。平常時の良好な地域コミュニティの維持を基本としています。

**従前の金華地域防災コミュニティ計画の変更点について**

**金華16地区に自主防災隊の組織化し、16地区に「地区防災計画」策定と見守り愛チームを組み入れ**

　当地域では令和２年に「金華見守り愛ネット」、令和4年に「ボランティア金華助け愛隊」、令和5年には「16地区防災隊」をそれぞれ発足・組織化して来ました。

　この地域の三つの「見守り愛ネット」、「ボランティア金華助け愛隊」、「16地区防災隊」が、従来からあった金華全体の自主防災隊に組み入れ、さらに強固に金華の安全安心を担保できるよう今回の改正を行います。

**自主防災隊に当該地域に事業所を有する事業者の加入**

　岐阜市は平成26年度からは、災害対策基本法第42条3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ計画となるよう強化していくことが望ましい。との考えに基づき組織の変更を致します。

＜参考＞災害対策基本法第42条

２（略）

３　市町村地域防災計画は、前項各号に挙げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条におきて「地区防災計画」という）について定めることができる。